

日本年金機構について

1. 日本年金機構について

- ◆ 名称 日本年金機構(にっぽんねんきんきこう)
(Japan Pension Service)
- ◆ 本部所在地 東京都杉並区高井戸西3-5-24
(旧 社会保険業務センター所在地)
- ◆ 組織 非公務員型の公法人(特殊法人)
本部・地方ブロック本部(9か所)・年金事務所(312か所)
- ◆ 設立年月日 平成22年1月1日 *同時に社会保険庁を廃止
- ◆ 理事長 紀陸 孝(きりく たかし)
- ◆ 職員数 約22,000人(正規・准職員 約12,000人、その他有期雇用職員(年金記録問題対応含む)約10,000人)
- ◆ 業務内容 国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など)を担う。

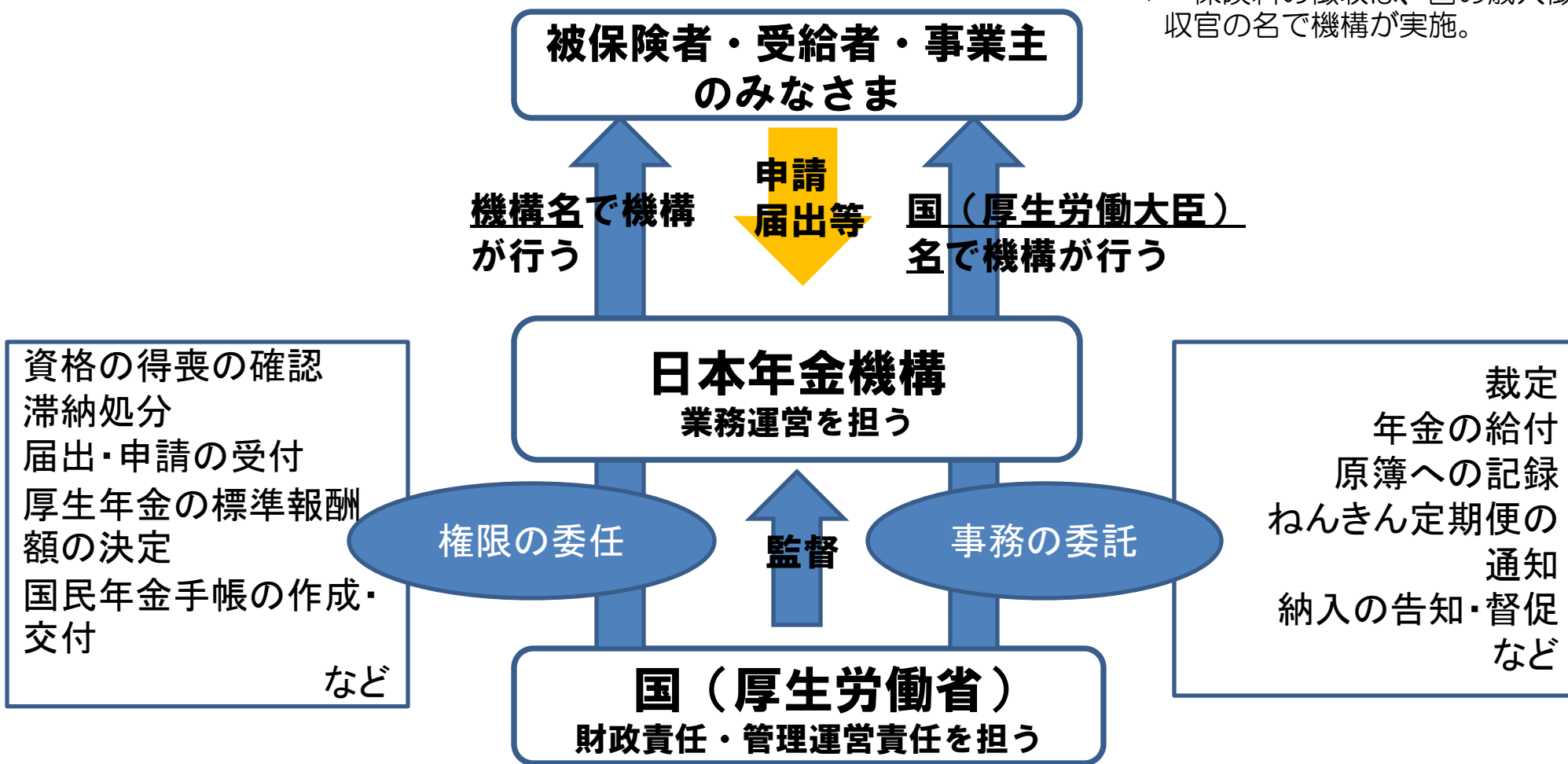


日本年金機構のシンボルマーク
(平成21年6月25日決定)
日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年」の一文字をシンボライズすることで表現。

2. 日本年金機構の位置づけ

- 国（厚生労働省）が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託されます。
- 国（厚生労働大臣）の権限を委任された業務（資格の得喪の確認、届出・申請の受付など）については、日本年金機構の名で機構が実施し、国（厚生労働大臣）から事務の委託を受けた業務（裁定、給付など）については、国（厚生労働大臣）の名で機構が実施することとなります。

* 保険料の徴収は、国の歳入徴収官の名で機構が実施。



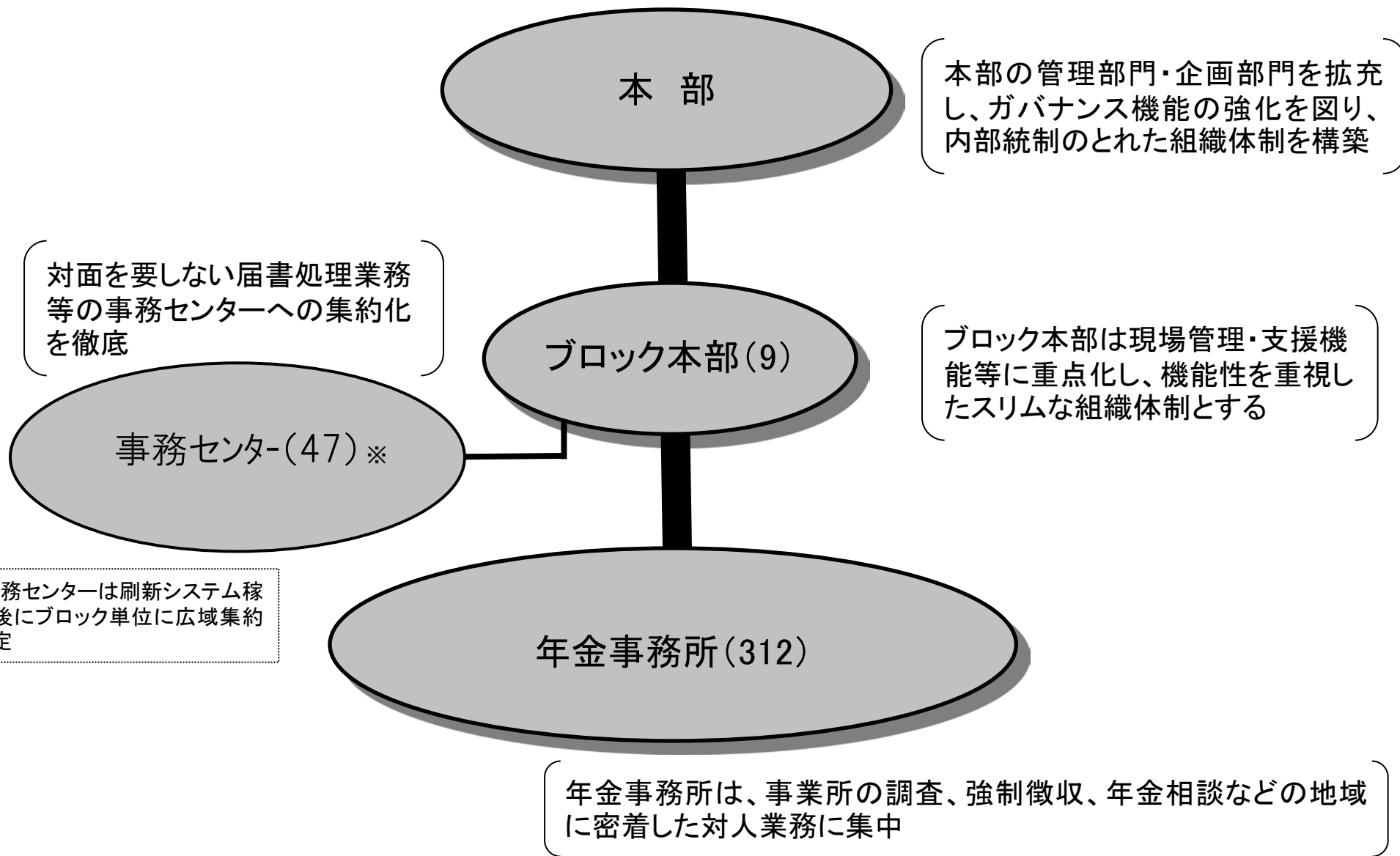
3. 日本年金機構設立の目的と理念・運営方針・人事方針

日本年金機構は、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保を図るため、社会保障庁を廃止し、公的年金業務の運営を行う組織として設立された民間法人です。

日本年金機構では、機構法の基本理念に基づき、

- ①お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供します。
- ②お客様のご意見を業務運営に反映していくとともに、業務の成果などについて、分かりやすい情報公開の取組を進めます。
- ③1,000人規模の民間会社経験者を採用するとともに、能力・実績本位の新たな人事方針を確立し、組織風土を変えます。
- ④コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など組織ガバナンスを確立します。

4. 日本年金機構の組織



5. 本部・ブロック本部・年金事務所の役割分担

年金事務所

※事業所の調査・職権適用、強制徴収、年金相談などの地域に密着した対人業務に集中

➢コンプライアンス・リスク管理

➢お客様の声の把握
➢サービス改善の取組
➢本部への業務改善提案

➢事務所としての目標設定
➢目標達成への取組
➢マニュアルに基づく業務執行

事務所への機能（権限）委譲

- ◆所内の一般職群の人員配置
- ◆現地性または緊急性を伴う少額調達案件の執行
- ◆リスク情報やお客様の声は本部へ直接伝達

事務センターへの機能集約

- ◆対面を要しない審査業務等の集約化を徹底

ブロック本部

➢コンプライアンス・リスク管理
➢人事管理（一般職群）
➢現地的な調達・契約

➢現場業務の指導・支援
➢外部委託の現地的管理
➢地域の関係機関との連携強化・サービス推進

➢事務センター（集約業務）

本部への機能集約（ブロック本部のすみ化）

- ◆業務企画
- ◆調達・支払業務
- ◆給与・旅費業務
- ◆内部監査

○本部の管理部門・企画部門を拡充しガバナンスを強化

○本部は現場の声を吸収した上で、現場に対应的確な指示

○ブロック本部は、本部の指示を年金事務所に徹底させるとともに、事務所業務を後方支援

本部

➢コンプライアンス・リスク管理
➢人事管理（本部・地方管理職）
➢予算執行管理、調達・契約

➢目標設定、実績評価
➢サービス推進、業務改善
➢業務の標準化
➢外部委託の横断的管理・評価

➢システム開発・管理・運用
➢全国一括業務
➢コールセンター

➢業務監査
➢会計監査
➢システム監査

組織管理機能

業務管理機能

事業実施機能

監査機能

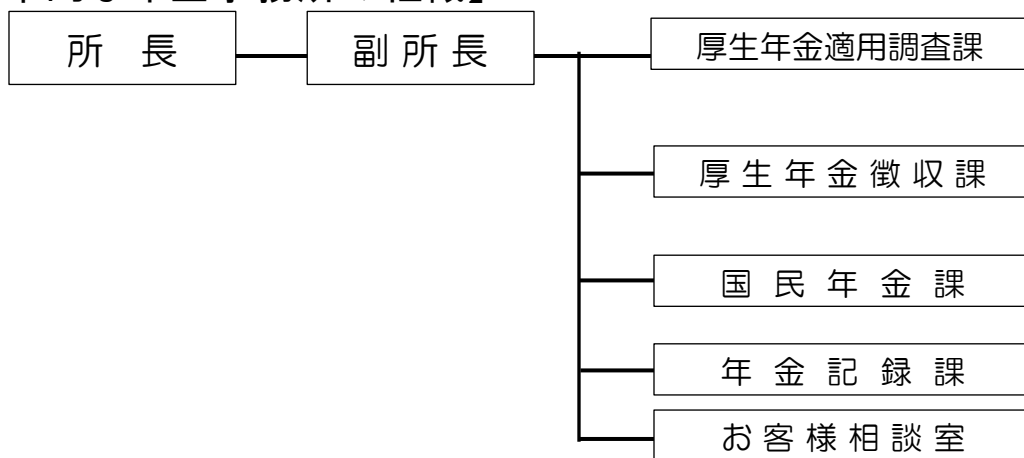
6. 日本年金機構の組織の骨格及び人員構成

(1) 年金事務所の内部組織

○機構設立に合わせ、年金事務所の課室名は基本的に全国統一を図ります。

- ◆厚生年金関係の人員数により、厚生年金適用調査課、厚生年金徴収課
 - ・厚生年金適用課、厚生年金調査課、厚生年金徴収第1課、厚生年金徴収第2課へ分課：5事務所
 - ・厚生年金適用徴収課へ統合（課長は、副所長が兼任）：38事務所
- ◆国民年金関係の人員数により、国民年金課を、国民年金第1課、国民年金第2課へ分課：12事務所

【標準的な年金事務所の組織】



- ◆所内の庶務（小額調達案件の調達契約事務含む）
- ◆本部・ブロック本部との連絡調整
- ◆事業所指導、事業所調査
- ◆未適用事業所の職権適用
- ◆厚生年金保険料の納付督促
- ◆滞納保険料に対する滞納処分
- ◆所得に応じた収納対策
- ◆未納保険料の強制徴収
- ◆市町村との連携
- ◆年金記録問題対応の事実調査確認等
- ◆来訪相談 ◆出張相談 ◆電話相談

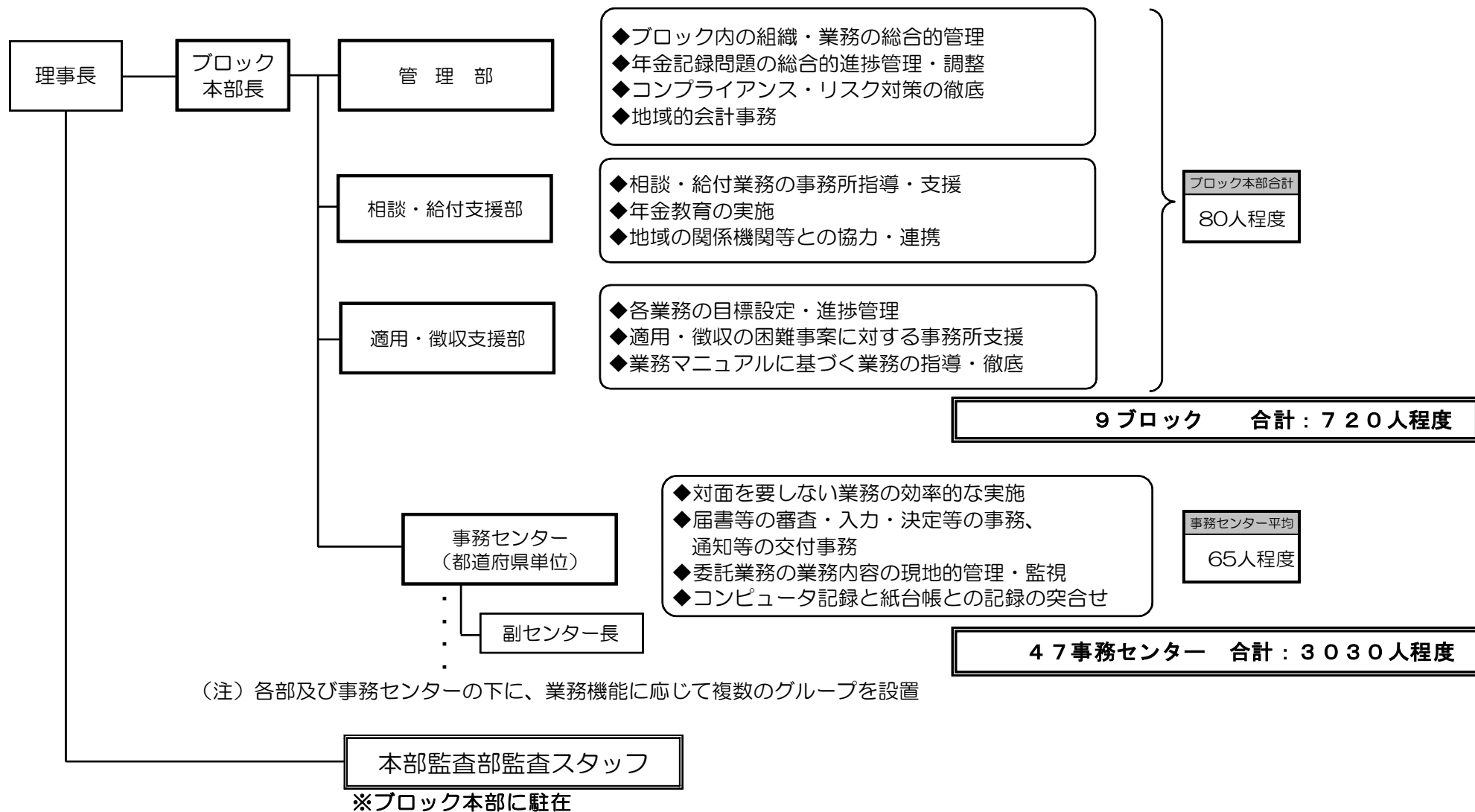
(参考:年金事務所規模別分布数)

規 模	小 規 模		中 規 模		大 規 模	
職 員 数	10人未満	10人～19人	20人～29人	30人～39人	40人～49人	50人以上
年金事務所数	2	102	128	64	10	6

○県庁所在地の一の事務所に副所長を2名配置し、ブロック本部併任として、ブロック本部の指揮の下、以下の業務を担当

- ・年金委員の活動支援、研修・会議への参加案内、その他連絡調整等（県域での連携、連絡調整等が必要なもの）
- ・労働保険との共同事務に関する県労働局との調整事務
- ・社会保険労務士会、その他県単位に組織されている関係・協力機関との連絡調整
- ・県単位で行う必要のある業務に関する伝達等に係る所長会議、担当課長会議等の事務局
- ・その他、年金教育、年金広報等に係る県庁、教育委員会等関係機関との具体的な調整事務

(2) ブロック本部（標準的なブロック本部）の内部組織



- ◆ブロック内の組織・業務の総合的管理
- ◆年金記録問題の総合的進捗管理・調整
- ◆コンプライアンス・リスク対策の徹底
- ◆地域的会計事務

- ◆相談・給付業務の事務所指導・支援
- ◆年金教育の実施
- ◆地域の関係機関等との協力・連携

- ◆各業務の目標設定・進捗管理
- ◆適用・徴収の困難事案に対する事務所支援
- ◆業務マニュアルに基づく業務の指導・徹底

ブロック本部合計
80人程度

9ブロック 合計：720人程度

- ◆対面を要しない業務の効率的な実施
- ◆届書等の審査・入力・決定等の事務、通知等の交付事務
- ◆委託業務の業務内容の現地的管理・監視
- ◆コンピュータ記録と紙台帳との記録の突合せ

事務センター平均
65人程度

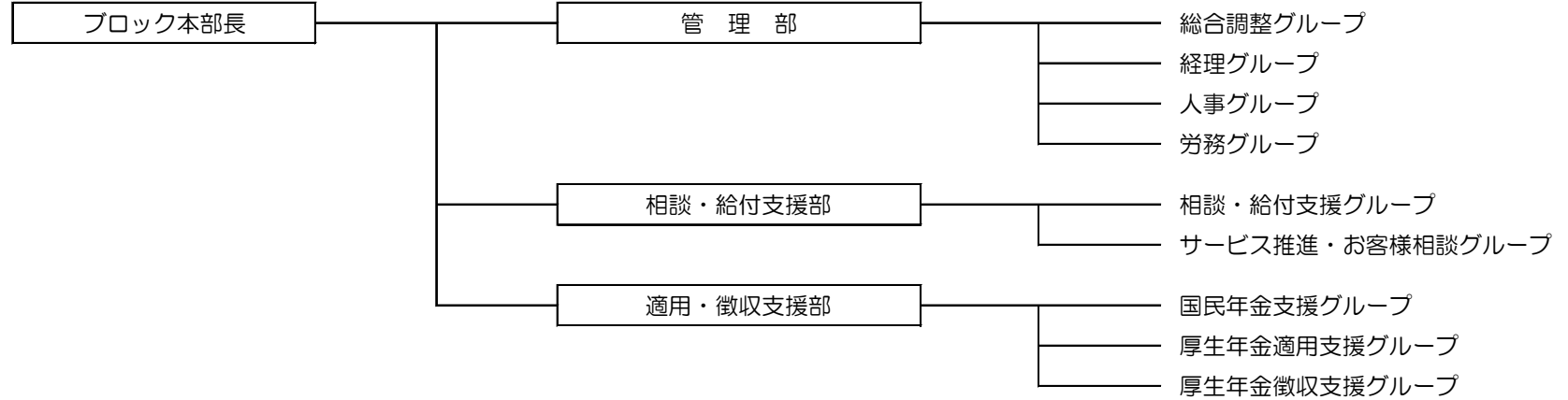
47事務センター 合計：3030人程度

本部監査部監査スタッフ

※ブロック本部に駐在

ブロック本部別組織構成

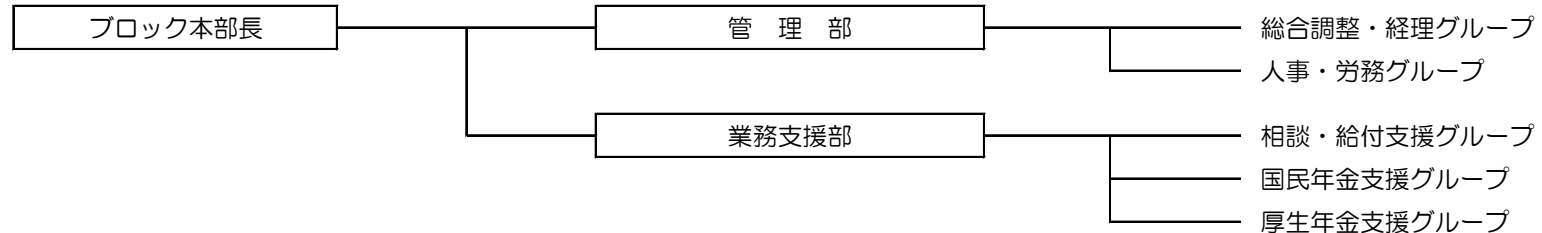
(南関東ブロック本部、中部ブロック本部、近畿ブロック本部)



(東北ブロック本部、北関東・信越ブロック本部、中国ブロック本部、九州ブロック本部)



(北海道ブロック本部、四国ブロック本部)



(3) 事務センターの内部組織

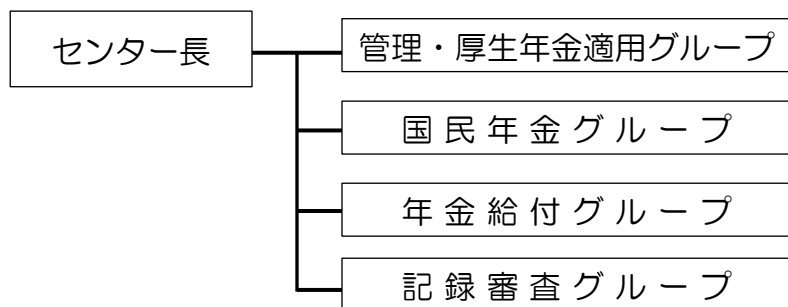
組織上の位置づけ

○地方ブロック本部の一部署として47都道府県に設置(スペースの関係上、都道府県内に複数個所設置する場合あり。)

設置の目的

○対面を要しない届書等の審査・入力・決裁業務等を集約することにより、年金事務所の機能を適用事業所等の調査や強制徴収、年金相談などの対人業務に集中させ、効率的・効果的な業務運営が可能となる。

標準的な事務センターの組織:65名程度



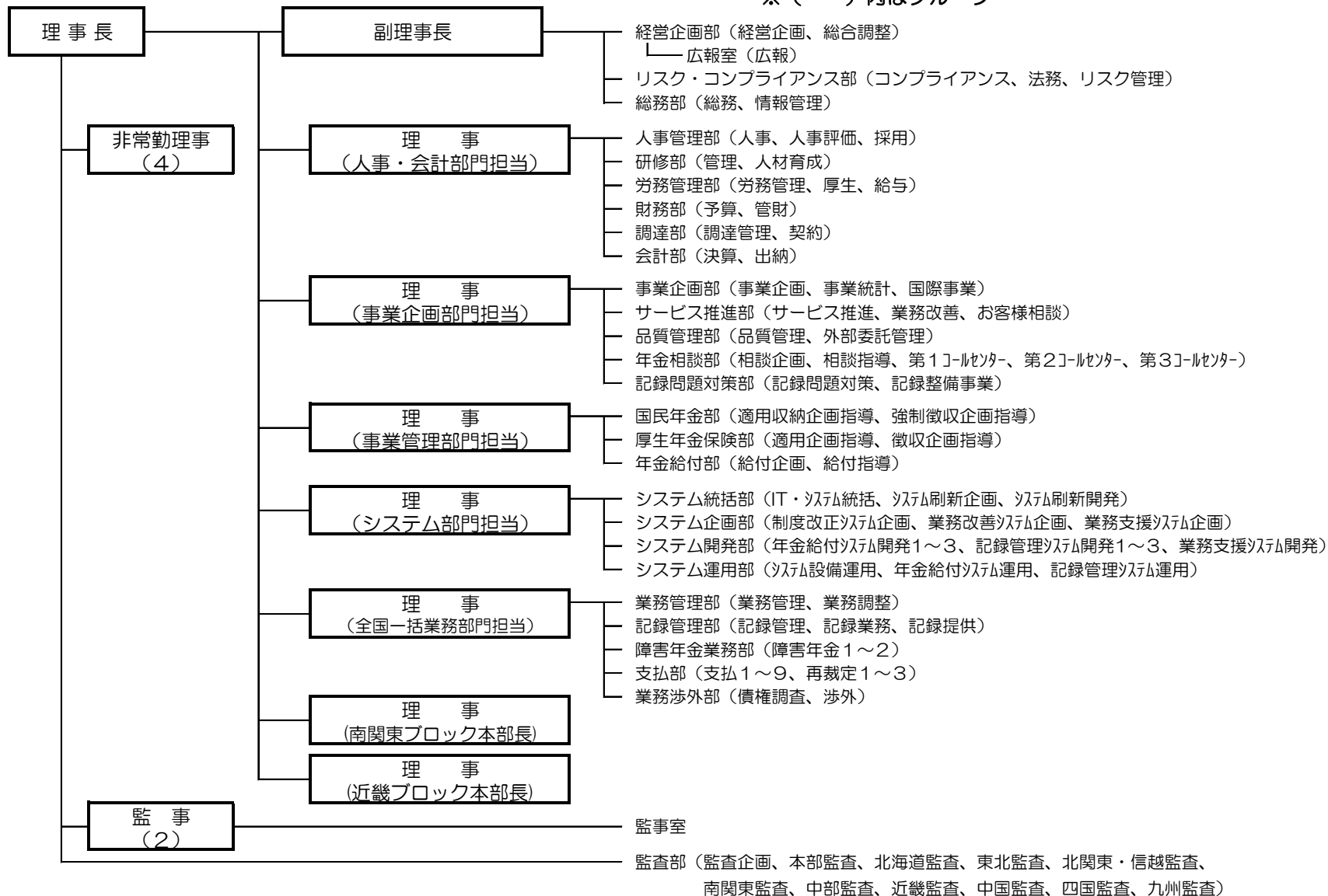
- ◆各種届書・申請書、請求書等に係る受付・審査・入力・決定
(年金事務所での即時処理が必要なものを除く)
- ◆各種通知書・告知書等の作成・送付(交付)
- ◆各種届書・申請書、請求書等の編綴・保管
- ◆特別障害給付金、老齢福祉年金に関する処理
- ◆死亡・特別・脱退一時金に関する処理
- ◆年金記録確認地方第三者委員会への進達(進達前審査含む)
- ◆委託業務の業務内容の現地的管理・監視
- ◆コンピュータ記録と紙台帳との記録の突合せ

※事務センター規模により、副センター長を配置する事務センターがある。

※事業規模により、各グループを複数に分割する事務センターがある。

(4) 機構本部の内部組織

※ () 内はグループ



理事長、副理事長、常勤理事 (7)、監事 (2) 29部・室 91グループ 合計：1080人程度

7. 本部、ブロック本部、年金事務所の所在地について

- 本部は、**旧社会保険業務センター高井戸庁舎**に設置（一部をテナントビルに設置）
- ブロック本部については、
 - ①移転して設置：北海道、愛知、広島、福岡
 - ②旧社会保険事務局庁舎に設置：宮城、埼玉、東京、大阪、香川
- 年金事務所については、**旧社会保険事務所庁舎**をそのまま使用

【本部】

東京都杉並区高井戸西3-5-24

【ブロック本部:9か所】

ブロック本部の名称	所在地	担当地域
北海道ブロック本部	北海道札幌市白石区	北海道
東北ブロック本部	宮城県仙台市青葉区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東・信越ブロック本部	埼玉県さいたま市浦和区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
南関東ブロック本部	東京都新宿区	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部ブロック本部	愛知県名古屋市中区	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック本部	大阪府大阪市中央区	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック本部	広島県広島市中区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック本部	香川県高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック本部	福岡県福岡市博多区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【年金事務所:312か所】

旧社会保険事務所庁舎をそのまま使用(所在地に変更なし)